

平成 14 年 3 月 15 日

社団法人 投資信託協会

目論見書の作成に当たってのガイドライン（案） に対するパブリックコメントの結果について

投資信託協会では、標記ガイドライン（案）について、本年 2 月 15 日（金）より 3 月 1 日（金）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。ご意見を提出して頂きました皆様には、標記ガイドライン（案）の検討にご協力頂き、ありがとうございました。

本件に関して、お寄せ頂いた主なご意見及びそれに対する本協会の考え方は「別紙」、策定されましたガイドラインは「参考資料」の通りです。

「目論見書の作成に当たってのガイドライン(案)」のパブリックコメント

に寄せられた主なご意見とそれに対する本協会の考え方

ご意見	ご意見に対する本協会の考え方
1. 今回の改革案に賛成。 消費者に目論見書のわかりやすさと説明責任を果たす姿勢をアピールする事業者がでてくることを期待したい。	引続き、投資信託の開示制度の改善に努力していきたいと考えております。
2. ファンドの運用・管理体制について 協会ガイドラインにおいても「ファンドの運用・管理体制」に関する事項を設けるべきではないか。	ご指摘の趣旨を踏まえ、ガイドラインにおいて「4.(6)『運用体制』について」を新設いたしました。
3. 設定来の訂正履歴について 目論見書の設定来の訂正履歴の一覧表を記載項目として追加してはどうか。	設定来となると量も膨大となり、そのために目論見書の頁数が増えてしまうことも考えられます。また、投資者が現時点の募集に応ずるかどうかの判断には直接関連しないと思い、未措置とさせていただきます。
4. 目論見書の再交付要件の記載 既存受益者等が目論見書を再度、交付されなければならない場合についての説明を記載してもらいたい。	再交付の要件は法令で規定されており、各販売会社でも遵守されておりますことから、改めて目論見書での記載を求める必要はないと考えました。
5. 重要情報の取扱い 「商品特性」や「リスク」、「投資者が負担するコスト」等、特に投資者の投資判断に重要な影響を与える情報については、目論見書の巻頭等で目立つ形で表示してはどうか。	ご指摘の趣旨を踏まえ、ガイドラインにおいて「3.(1)八」を新設いたしました。
6. ファンドの関係法人が破綻した場合の対応について ファンドの運営に直接影響を与える委託会社等のファンドの関係法人が破綻した場合に受益者の権利保護について説明を記載してはどうか	今後は、各社がこのガイドラインに沿って創意工夫により目論見書を作成して参りますので、特にガイドラインではこの記載を求めないことといたしました。しかし、この点は今後も検討していきたいと考えております。
7. ガイドラインの適用について ガイドラインの適用対象が曖昧である。明確にする必要がある。	適用対象を明確にするため、ガイドラインの「附則」において適用対象を定める規定を設けました。
8. 「3.(3)二」について 「出来る限り」という文言を削除し、「同じ内容を指す用語は」を挿入した方が良いのではないか。	ご指摘の通り、修正させて頂きました。

平成 14 年 3 月 15 日 理事会

目論見書の作成に当たってのガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、会員委託会社がそれぞれの創意工夫により、投資信託・投資法人の目論見書を作成する上で基本的な注意事項を示すものである。

2. 基本原則

目論見書の記載情報が有価証券届出書の記載情報の「虚偽、矛盾、欠缺（けんけつ）」とならないよう留意しつつ、個人投資者にとり見やすく理解しやすいものとなるよう努める。

3. 目論見書の作成に当たっての一般的な注意事項

(1) 作成に当たっての一般的な注意事項

- イ 「サイズ」は原則として B5 または A4 とする。
- ロ 「文章の活字」は原則として 10 ポイント程度とし、投資者にとって見やすいものとなるよう表示方法を工夫する。
- ハ 巻頭に「ファンドの概要」の欄を設け重要情報を集約して掲載する等、投資者の利便性に資するよう創意工夫に努める。
- ニ 記載項目については、有価証券届出書に係わらず記載順に配慮するとともに類似情報を集約する等、創意工夫に努める。
- ホ 記載情報を不必要に繰り返し記載しない。
- ヘ 情報検索を容易にするため、ある程度詳細な項目の記載箇所まで明示した「目次」や「索引」等を活用する。
- ト 「項目」については、「大項目」、「中項目」、「小項目」を活用する。
- チ 「有価証券届出書」に記載されている基本的情報は、グラフや図表等を用いて表示を工夫する。

(2) 文章表現に係る一般的な注意事項

- イ 「簡潔かつ平易な表現」に留意する。
- ロ 「一文」はなるべく短くし、複数の情報を一文に盛り込まないよう留意す

る。

ハ 「曖昧な表現」は使用せず、具体的に記載する。

ニ 一文の中で「反語」や「二重否定」は原則として使用しない。

(3) 用語等に関する一般的な注意事項

イ 難解な専門用語等は極力、使用しない。

ロ やむを得ない場合には、その説明を適宜、記載する。

ハ 巻末に個人投資者のための一般的な「用語集」を一括して掲載する等の工夫をする。

ニ 使用する用語については、同じ内容を指す用語は同一の用語を使用する。

(4) グラフや図表を使用する場合の一般的な注意事項

イ 情報の表示として最も適した形式を選択する。

ロ 個人投資者に誤解を与えないよう表示に留意する。

(5) 写真・イラスト等を使用する場合の一般的な注意事項

イ 個人投資者に誤解・予断を与えるような表示（例えば、一部を誇張する等の投資対象資産の内容を誤解させる写真、ファンドの運用等に誤解を与える可能性のある著名人の肖像等）は使用しない。

ロ 同一の頁で文章と写真・イラスト等の両方を表示する場合には、文章が読みづらくなるような写真・イラスト等のレイアウトは行わない。

4. 個別項目に関する注意事項

(1) 「情報提供」について

イ 目論見書に記載された情報の提供窓口及び情報の提供方法を明示すること。但し、当該窓口、提供方法がホームページ等の電子媒体である場合には、その他の窓口、提供方法を併せて明示する。

ロ 運用経過は、一定期間毎に受益者、投資主に対して運用報告書、資産運用報告書が交付されることによって開示される旨を明示する。

(2) 「ファンドの目的及び基本的性格」について

イ そのファンドの特色を端的に表すよう、出来るだけ具体的な特色や目標等を記載する。

ロ 目標等について期間と関連付けて記載する場合には、想定している期間を出来るだけ具体的に「投資方針」の欄等で明示する。

ハ 日経 225 等の指数をベンチマークとして運用を行う場合には、その旨を記

載する。

(3) 「ファンドの仕組み」について

- イ ファンドと各関係者（投資者を含む）との関係を、図表等を用いて容易に理解することが出来るように工夫する。
- ロ 図表等を用いて表示する場合には、当該図表等の近傍に、各関係者の機能・役割等に関する簡潔な説明文を表示する。

(4) 「投資方針」について

- イ 「ファンドの目的及び基本的性格」を踏まえ、目的や目標を実現するために具体的にどのような運用、投資対象資産を想定しているのか簡潔な文章で記載する。
- ロ 主要投資対象資産については、組入れ銘柄の選定基準を記載する等、具体的に記載する。
- ハ 特定の運用手法等を採用する場合には、その内容や特色等について簡潔に説明する。
- ニ 合成指数をベンチマークとする場合には、その構成を示す等、投資者がベンチマークの内容を理解できるよう分かりやすく明示する。
- ホ ベンチマークとして採用した指数を変更することが想定される場合には、その旨及び想定される状況等について具体的に記載する。

(5) 「手数料等及び税金」について

- イ 投資者が買付から解約（償還）までに直接・間接に負担する費用・税金は、図表や参考例等を利用して、投資者がどのタイミングでどのような費用を負担しているのかを理解することが出来るように、出来るだけ具体的な料率等を用いて簡潔かつ具体的に表示する。
- ロ 信託報酬等は、総額及び内訳を出来るだけ料率等を用いて具体的に記載する。
- ハ その他費用（信託報酬以外で投資者が間接的に負担する費用）は、出来るだけ具体的に記載する。
- ニ 留保金を徴収する場合には、販売手数料等の他に当該額が徴収される旨が投資者に明瞭に認識出来るよう記載する。

(6) 「運用体制」について

- ・ 「運用体制」において、そのファンドの運用・管理体制が具体的にどのように構成されているのか等について、具体的な組織の名称等を用いて記載す

る。

(7) 「リスク」について

- イ 「投資信託、投資法人はリスク商品であり、投資元本は保証されていない、収益や投資利回り等も未確定の商品である。」旨を、際立つ形で投資者の目に付きやすい箇所に記載する。
- ロ 想定されるリスクが、夫々ファンドの収益性にどのような影響を与えるのか等を具体的に記載する。
- ハ 商品性格を理解する上で必須情報と考えられるリスクは記載順を上にする等の工夫をする。

(8) 「投資対象資産」について

- イ 「投資対象資産」の内、個人投資者から見て理解し難いと思われるもの（マザーファンド等）については図表を用いる等、分かりやすく説明する。
- ロ 「投資対象資産」は収益性に対する影響や資産配分割合等を勘案し、記載順を工夫する。
- ハ 資産の種類毎に具体的に予定している資産配分割合等について記載し、これを大きく乖離して運用しない旨を記載する。
- ニ 格付規制等を設けている場合には、その旨を記載する。

(9) 「投資対象資産の評価方法」について

- ・ 主要な投資対象資産は、その資産の種類毎に個人投資者が理解しやすいように出来るだけ具体的な評価方法を簡潔に記載する。

(10) 「運用実績」について

- イ 直前の決算を含めて10年以上の継続した期間について記載する。但し、運用期間が10年に満たない場合には、設定日より直前の決算日までの期間を記載する。
- ロ ベンチマークとして採用している指数と比較して記載することも出来る。但し、この場合、表示するベンチマークの期間は併せて表示される基準価額等の推移と同一の期間とし、基準価額等の表示の前提となる条件、例えば「分配金込み」等を近傍に記載する。

5. タイプ別の注意事項

(1) オープン・エンド型

- ・ 「換金性等」が制限される場合

通常の状況とは異なった状況において、投資者の換金や取得等が制限される場合には、その旨及びその状況が投資者にどのような影響を与えるのかについて端的に説明する。

(2) クローズド・エンド型

- イ 「投資者の『取引価額』は、取引市場の需給を反映して決まるものであり、ファンドの基準価額（＝純資産価額）とは一致しない。」旨を、際立つ形で投資者の目に付きやすい箇所に記載する。
- ロ 「不動産ファンド」において想定している投資対象不動産等の属性等（例えばオフィスビル、商業施設）を「ファンドの目的及び基本的性格」や「投資方針」等の欄で明示する。
- ハ 「未登録・未公開株式」は上場株式（店頭登録株式を含む）とは異なり、取引価額（市場流通価額）に基づく時価評価を行っていない旨を「投資方針」や「投資対象資産の評価方法」等の欄で明示する。

(3) クローズド・エンド型投資法人の運用資金の借入れ（投資法人債の発行を含む）

- イ 借入れを予定している場合には、その目的、用途、想定している借入額の総資産額に対する上限比率、想定している借入れ方法とその方法を採用する理由等について、「運用資金の借入れ」の欄を設け説明する。
- ロ 「運用資金の借入れ」の欄には、その借入れを行うことが、例えば金利環境が逆転した場合にファンドにどのような影響を与えるか等を「投資リスク」の欄で説明している旨を記載する。

附 則

1. 本ガイドラインは平成14年4月1日より実施する。
2. 本ガイドラインは、会員委託会社が平成14年4月1日以降に当局に提出する投資信託・投資法人の有価証券届出書に基づき作成される目論見書より適用する。